

建設工事における技術者の専任に係る取扱いについて

平成28年12月1日

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて、同一の専任の技術者が建設工事を管理することができる場合の取扱いを次のとおりとする。

第1 建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて

監理技術者制度運用マニュアル（令和7年1月28日国不建技第147号）（以下「マニュアル」という。）による。

第2 同一の専任の技術者が管理することができる工事

- 1 マニュアルによる技術者の専任配置の特例は当該各号のとおりとする。
 - (1) 専任特例1号
 - (2) 専任特例2号（監理技術者のみ適用）
 - (3) 工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（主任技術者のみ適用）
 - (4) 複数の工事を同一工事とみなせる場合
- 2 前項第4号は、兼務にあたらないため、第1号から第3号の特例を併用できる。
- 3 第1項第2号場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、監理技術者の兼務を認めないものとする。
 - (1) 技術的難易度が高い工事であるとき（トンネル、長大橋、美術館など）
 - (2) 24時間体制での応急処理や緊急的な巡回が必要な維持工事同士であるとき
 - (3) 市長が特に兼務できないものと認めるとき

第3 技術者の専任配置の特例に関する手続等

- 1 技術者兼務届の提出が必要な場合
請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上の塩尻市発注工事の技術者が他の工事を兼務する場合に技術者兼務届（様式1）及び技術者の兼務に関する誓約事項（様式2）を提出するものとする。
- 2 技術者兼務届の提出時期
 - (1) 一般競争入札の場合は、一般競争入札参加資格等確認申請書の提出時

- (2) 簡易型一般競争入札の場合は、塩尻市簡易型一般競争入札参加資格確認申請書の提出時
- (3) 既に受注している塩尻市発注工事において、専任を要する技術者が、他の工事の技術者と兼務する場合は、他の工事の契約締結まで

3 提出場所

塩尻市財政課契約検査係

4 技術者の兼務に関する誓約事項の確認

監督員は、施工時に技術者の兼務に関する誓約事項の確認表（様式3）により（様式2）の誓約事項が要件に適合しているか確認する。この際、要件に適合していないと認められた場合は、速やかに改善を指示する。

第4 入札手続きにおける取扱いについて

兼務を認めない工事を発注する場合は、入札公告において明示するものとする。
（記載例）建設業法第26条第3項第2号（専任特例2号）に該当する監理技術者の配置は認めない。

第5 適用時期

平成28年12月1日現在、契約中の工事及び同日以降に契約する工事に適用する。

附 則

この規定は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年1月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日現在契約中の工事及び同日以降契約する工事から適用する。